

フォトニュース
-PHOTO NEWS-

学童クラブ



剣道体験



おおきくなったね会

児童館



ガラスのマグネット作り



人形劇

保育所



小保連携
(もうすぐ1年生)



防犯教室



おわかれ会



- 問合せ
- ・総務課(代表) ☎25-2121
 - ・企画財務課 ☎25-2121
 - ・出納室 ☎25-2122
 - ・議会事務局 ☎25-2123
 - ・福祉保健課 ☎25-4000
 - ・税務住民課 ☎25-2171
 - ・子育て支援課 ☎25-2172
 - ・建設産業課 ☎25-2173
 - ・教育委員会(さずな未来館) ☎25-2941

人口と世帯
令和8年4月1日現在

男 1,850人(±0)
女 1,934人(-16)
合計 3,784人(-16)
世帯 1,558世帯(+7)
※住民基本台帳(外国人含む)に
基づく人口と世帯数を掲載

ホームページ

過去の広報誌を町のホームページで見ることができます。
<https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>



この広報誌は環境に配慮した
植物油インキを使用しています。



広報に関するご意見・ご感想 TEL. 0555-25-2121(総務課) FAX. 0555-20-2015
kouhou@town.nishikatsura.lg.jp

広報

にしかつら

広報

にしかつら

05

2026

No.592

Public Relations Magazine Nishikatsura
編集・発行 山梨県西桂町役場総務課広報担当

山梨県南都留郡西桂町小沼1500-1 TEL0555-25-2121(代表) FAX20-2015
URL <https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp>

令和8年
05

2026. May
No. 592
毎月第4水曜日発行





令和8年度 西桂町消防団幹部改選

本団
 団長 小川 勝之
 副団長 仲野 高之
 副団長 柏木 正

技術分団
 分団長 梶原 日出男
 副分団長 滝口 敏巨
 副分団長 滝口 雄介
 副分団長 渡辺 誠

第1分団
 分団長 渡邊 慎吾
 副分団長 小川 将毅
 副分団長 小川 貴史
 給与 蜂須賀 博貴

第2分団
 分団長 岩田 武夫
 副分団長 上村 良一
 副分団長 滝口 健一
 給与 山下 竜也

第3分団
 分団長 渡邊 淳
 副分団長 榎田 哲也
 副分団長 梅原 寿樹
 給与 坂本 創思

第4分団
 分団長 渡邊 博和
 副分団長 古屋 晋策
 副分団長 小林 克次
 給与 渡辺 和也

第5分団
 分団長 郷田 光永
 副分団長 榎田 司郎
 副分団長 勝俣 規仁
 給与 前田 圭



にしはび!

3月23日に
 特別抽選会を
 行いました!



町民の皆さま方には、令和7年度からの新規事業にしはび!にご参加ご協力いただき、ありがとうございます。

昨年度、にしはび!の参加者は650名を数え、**内233名が200ポイントを達成**されました。今後にしはび!は、ポイント付与の対象検診の増加や、各月の目標歩数達成での付与等、ポイント獲得のチャンスを拡大し、幅広い年代でより多くの皆様が200ポイントを達成していただけますよう、充実した体制で臨みます!
 (※8年度のポイント詳細につきましては、広報4月号、CATV富士五湖、町HPに掲載されています)

令和7年度の当選番号は、以下の通りです

[1等] 1本 JTB旅行券30,000円 88	[2等] QUOカード5,000円分 7 15 22	[3等] QUOカード3,000円分 93 108 33 17 49 25 4 104 48 109
--	--	--



1等当選者の声

「普段から健康を気にかけています。当選してうれしい!次年度も1等目指して健康的に過ごします!」

当選した皆様、
 おめでとうございます!

鉄道を利用して県外の大学等へ通学する皆さんへ

西桂町から通学しませんか？

町では、県外への進学を契機とした西桂町在住者の転出の抑制及び定住の促進を図るため、県外の大学等に鉄道を利用して通学する方に対し、その通学定期券及び特急券購入費用の一部について予算の範囲内において補助します。



町ホームページでも同内容がご覧いただけます



★ 通学定期券補助 ★

補助対象者

1. 西桂町に住所を有する方
2. 三つ峠駅から通学する大学等の最寄り駅の区間において鉄道を利用して通学する方
3. 鉄道会社から通学定期券の発行を受けた方
4. 世帯員全員が町税等を滞納していない方
5. 西桂町暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員等でない方
6. 「ユースバンクやまなし」へ交付決定前までに登録できる方（補助期間中に退会した方は補助対象外となります）
7. 利用者アンケートに回答できる方

補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
※対象期間内に補助対象者が卒業日を迎えたときは、その日までとなります。

補助額

通学定期券購入費の半額とし、1か月あたり1万円を上限に補助します。

申請方法

所定の申請書に必要書類を添えて、購入した通学定期券の通用期間内に企画財政課まで提出してください。

申請書はホームページからダウンロードしていただくか、企画財政課窓口備え付けのものを使用してください。

－必要書類－

1. 在学証明書など在学を証明する書類（在学証明書、学生証の写し等）
2. 通学定期券の金額及び利用区間を証明する書類（通学定期券の券面の写し等）

申請方法

所定の申請書に必要書類を添えて、購入した通学定期券の通用期間内に企画財政課まで提出してください。

申請書はホームページからダウンロードしていただくか、企画財政課窓口備え付けのものを使用してください。

－必要書類－

※申請時不要です。実績報告の際に必要となります。
「指定席特急券」または「えきねっとの利用履歴（列車名が明記されたもの）」（早朝特急を10回利用したことがわかるものの提示が必要となります。）
超過分（11回目以降）に関しては、座席未指定券も可とします。

問合せ 企画財政課 企画係 ☎ 25-2121

補助対象者

1. 通学定期券補助を使用する方
2. 通学定期券の区間において、大月駅午前6時16分発特急かいじ70号（早朝特急）を月に10回以上利用する方

補助対象期間

通学定期券補助と同一の期間

補助額

特急券の購入費の2分の1の額。

1人につき、1か月ごとに最大20回分を上限に補助します。

※行きの特急を20回でも、行きの特急を10回、帰りの特急を10回でも補助の対象となります。

★ 特急券補助 ★ 通学定期券補助にプラスアルファで補助する制度です。

第52回 三つ峠 歩け歩け運動

にしはぴ!
対象事業

「西桂町の自然をお楽しみ！」みなさんのご参加をお待ちしております！

日時 令和8年5月24日（日）
午前9時～（雨天中止）
※中止の場合、午前7時30分に防災無線により放送いたします。

集合 きずな未来館駐車場

出発式 午前9時～

スタート 午前9時30分～

コース ①きずな未来館駐車場（スタート）
→下暮地町道→②さくら公園（受

その他 熱中症防止のため、参加者は帽子の着用・水筒の持参等、対策をお願いします。

問合せ 教育委員会 社会教育係
☎ 25-2941

付・スタンプ)⇒③憩いの森(通過)
⇒④だるま石(スタンプ)⇒⑤憩いの森(ゴール)
参加していただいたみなさんに豚汁・飲み物のサービスがあります。

FC ふじざくら山梨 - 2026 シーズン -

富士北麓地域をホームタウンとし、『なでしこリーグ一部昇格』を目標に日々精進しています。

“西桂町サンクスデー”開催!

5月23日(土) 12:00 キックオフ (対 JFA アカデミー福島戦)

試合当日はキッチンカーや体験型ブースなど試合以外のイベントが盛り沢山!!
また先着50名様に観戦チケットをプレゼント! ぜひ皆さん遊びに来てください!

無料

先着
チケット

チケット：自由席 A 50枚

試合：FC ふじざくら山梨 VS JFA アカデミー福島

会場：JIT リサイクルインクスタジアム

申込開始：申請者1名につき5枚まで

申込方法：総務課窓口での受付（電話予約可）

問合せ：総務課 総務係 ☎ 25-2123

FC ふじざくら山梨
公式 X・Instagram はこちら



西桂町スポーツ協会 会員募集中!

西桂町スポーツ協会 各専門部では、一緒に活動する仲間を募集しています!
各部の活動にご興味のある方は、スポーツ協会事務局までお問い合わせください!

スポーツ協会
専門部

野球部・卓球部・クレー射撃部・バレーボール部・剣道部・ソフトテニス部・陸上部・グラウンドゴルフ部・ゲートボール部・太極拳部

問合せ 教育委員会 社会教育係 ☎ 25-2941

西桂町役場 組織及び人事

【令和8年4月1日】

【建設産業課】		
(課長) 新田 剛久 (課長補佐) 相澤 亮 (課長補佐) 藤江 勇介	建設係	藤江 勇介 志村 公章
	水道係	渡邊 孝 渡邊 時枝 (会計)
	下水道係	相澤 亮
	農林係	小野田壮一朗 國田 雄賀

※ (会計) …会計年度任用職員

《行政委員会・議会》

【教育委員会】		
(教育長) 高尾 貞明 (次長) 前田 智弘	総務係	前田 智弘
	学校教育係	小林 暁子 小俣久美子 (会計)
	(教諭)	小学校 (会計): 大石 行巳 田辺千栄美 加藤 眞弓 笠井眞美子
		中学校 (会計): 長田真由美 井上 智人 渡邊 文子
	(司書)	小学校 (会計): 安留 美幸
		中学校 (会計): 小俣 育
	(業務員)	小学校 (会計): 望月 衛
		中学校 (会計): 小野 剛志
	(支援員)	小学校 (会計): 牛田 柚妃 滝口 香 山崎 せら 征矢安紀子
		中学校 (会計): 渡邊 文子
(給食調理場)	調理員 (会計): 小山 雪江 高尾 良美 陸 燕萍 河村 美樹 菅谷みゆき 佐藤由起子	
社会教育係	白須 汐音	

【議会事務局】	
(局長) 川村 重人	倉澤 春美 (会計)

【農業委員会】	
(局長) 新田 剛久 (建設産業課長)	書記: 小野田壮一朗 書記: 國田 雄賀

**** 小中学校職員異動 ****

4月1日付けで教職員の人事異動が行われ、次のとおり新しい先生が着任されました。

西桂小学校

校長	鈴木 克彦	事務職員	芦澤 稔梨
教諭	藤原 玲子	非常勤講師	小俣 梅香
教諭	吉村 光翔	非常勤講師	長田恵理子
教諭	齊藤 裕也	非常勤講師	杉山みのり
再任用教諭	高尾 良宣	支援員	征矢安紀子

西桂中学校

教頭	滝口 武弘
教諭	松村 美歩
教諭	木村 誠

《町長：堀内達也》

【総務課】		
(課長) 川村 吉広	総務係	郷田 敦子 滝口 淑 森屋真奈美 佐藤 陽介 川村 武 (会計) 竹田 麻由 (会計)
	防災係	鈴木 丸
	管理係	小林 貴大
	情報推進係	藤江 智紀
	【派遣】	富士・東部広域環境事務組合 郷田 弘一 (再任用) 義城 優 (社福) 西桂町社会福祉協議会 小澤 正仁 (再任用) 渡邊 明美 (会計)

【企画財政課】		
(課長) 小川 健 (課長補佐) 山下 竜也	財政係	山下 竜也 小川 将毅
	企画係	川村 北斗 永田 由永 (再任用)
	商工観光係	植村まいこ 渡邊 守 (会計)
		大石 治生 (地域おこし協力隊) 菊池 輝一 (地域おこし協力隊) 松田 大 (地域おこし協力隊)

【出納室】		
(会計管理者) 高尾 留実		古屋 理愛 (会計)

【税務住民課】		
(課長) 佐藤 誠一	住民係	鈴木 多恵 小野田望愛 志村みずき 堀内 春美 (会計)
	税務係	渡邊 美恵 瀧口 智也 中村 臣貴
	環境係	三浦 隆靖

【福祉保健課】		
(課長) 川村 清寿 (課長補佐) 小山 つぐみ	福祉係	小山つぐみ 山貝 千冬 高尾 沙織 古屋 佳純 (会計)
	介護係	加藤千恵美 (保健師) 新田 徹 宮下絵利加 (保健師)
	保健係	川村 紫歌 (保健師) 小林扶津紀 (会計) 金次 美樹 (管理栄養士) 渡邊 愛香

【子育て支援課】		
(課長) 小山 拓磨	子育て支援係	藤森 公世 (助産師) 渡邊 玲奈 権守 杏海

【保育所】			
(所長) 酒井 博美 (主任保育士) 諏訪田みどり	保育士	渡辺佳代子 滝口恵美子 定月 美紀 (会計) 田中 幹子 (会計) 相澤 達也 (会計) 羽田まゆみ (会計) 磯邊 公子 (会計) 長沼はるみ (会計) 小山 璃里 (会計)	
		栄養士	安留 光代 (会計)
		調理員	滝口 美里 (会計) 渡邊めぐみ (会計) 高尾 舞 (会計)

【子育て支援室】		
(室長) 小川 由美		加藤なお美 (会計) 小林津留子 (会計) 齋院江里子 (会計)

令和8年度

西桂町国民健康保険税率の決定

西桂町国民健康保険運営協議会が答申

西桂町が令和8年2月27日付けで行った国民健康保険税率改正案の諮問に対し、令和8年3月2日に渡邊正芳会長から町長へ答申書が次のとおり提出されました。

諮問の概要：国民健康保険税（以下、国保税）については、令和12年度の保険料率統一化に向けて、基金運用状況や県へ納付する事業費納付金の歳出増を鑑み、令和7年度に国保税率の引き上げを行ったところです。令和8年度の国民健康保険税については、従来の医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分に加え、新たに「子ども・子育て支援金分」が加わることを受け、税率や負担額の設定について、本協議会に諮問が行われました。



答申の概要：令和8年度の国民健康保険税について、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分については、税率を据え置くこととし、新たに加わる子ども・子育て支援金分については、諮問された改正案のとおり決定されました。

※本協議会で決定した税率及び税額については、7月号広報にて改めてお知らせいたします。

西桂町職員募集

西桂町では、令和9年度に職員の採用を予定しています。
希望される方は下記の受験資格を確認し、お申し込みください。

採用職種

- 事務職……………若干名
- 保健師職・土木職・保育士職……各1名



受験資格

(1) 年齢要件

事務職

平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業した方及び卒業見込みの方並びにこれらと同程度の学力を有する方

保健師職

昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、保健師資格のある方又は令和9年3月末までに保健師資格取得見込みの方

土木職

昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業した方及び卒業見込みの方並びにこれらと同程度の学力を有する方とし、土木に係る課程を修了した方または土木・建築関係実務経験者の方

保育士職

平成3年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方で、保育士の資格のある方又は令和9年3月末までに保育士資格取得見込みの方

(2) 次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない方
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ウ 西桂町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

申込方法

(1) 申込用紙請求先 西桂町役場 総務課総務係 ☎ 25-2121

(2) 受験申込受付

受付期間 5月20日（水）から6月4日（木）まで

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（土・日・祝日を除きます）

受付場所 西桂町役場 総務課総務係

その他 インターネットでの申し込みは、西桂町ホームページ又は、「やまなし申請・予約ポータルサイト（やまなしくらしねっと電子申請サービス）」をご覧ください。

〔西桂町ホームページ〕

<https://www.town.nishikatsura.yamanashi.jp/>

〔やまなし申請・予約ポータルサイト〕

<https://apply.e-tumo.jp/toppage-yamanashi-t/>

試験の日時及び会場

＜第1次試験＞

日時

令和8年7月12日（日）

事務職：

8時30分～9時00分受付

保健師職・土木職・保育士職：

12時40分～13時10分受付

（時間に遅れた者は受験できません。）

会場 西桂町役場

住所 西桂町小沼 1500-1

環境美化センターより

そのゴミ、その捨て方で大丈夫ですか？

～新生活が始まったこの時期から改めて見直しませんか～



日頃より町の環境行政および、ごみの分別にご協力いただきありがとうございます。先日、環境美化センターより「西桂町から出された不燃ごみの中に、大量の事業系と思われる一斗缶やペール缶が混入している」との指摘を受けました。（※家庭系ごみとして出る一斗缶は不燃ごみの日で回収できます。）事業系ごみとは、あらゆる事業活動に伴って排出されるごみの総称です。原則として、事業者が自らの責任で処理しなければならないと法律で決められています。ごみの分別の徹底は、処理費用の削減にもつながり、結果として私たちの暮らしを守ることにあります。美しい自然環境を守るため、一人ひとりのモラルの向上と、正しい分別へのご協力をお願いいたします。



App Store からダウンロード

GET IT ON Google Play

スマホで簡単！便利！
ごみ分別アプリのダウンロードは
こちらのQRコードから

問合せ

税務住民課 環境係

☎ 25-2171

住民監査請求に関する 監査委員からのご報告

根拠が確認できない補償金支出に対する監査結果について（勧告）

西桂町監査委員は、町民の方から提出された「西桂町テレビ共同視聴組合」への補助金支出に関する住民監査請求について、関係書類の確認や職員への聴取などにより調査を行いました。

この支出は、役場の移転に伴いテレビ共同受信設備を移設した際に、町からテレビ組合へ公金が支出されたことをきっかけに監査請求が提出されたものです。

監査請求では、この支出の必要性や手続きの適正について確認を求める内容となっております。

その結果、監査委員は町に対して改善を求める「勧告」を行いましたので、町民の皆様にお知らせいたします。

■支出の概要

この支出は、令和3年頃から検討されていたもので、役場の移転に伴い旧役場庁舎屋上に設置されていた受信設備を移設するための費用として支払われたものです。工事費用約4,500万円のうち50%相当の約2,250万円が、町からテレビ組合に対し「補償金」として支出されています。

■監査で確認された主な課題

今回の調査で、公金の支出に関する手続きや判断をするにあたり、後から確認できる記録が十分に残されていませんでした。

そのため、役場組織内で判断の経緯を十分に把握できていない状態であったと考えられます。

資料の存在が、確認されなかったのは次の資料です。

- 補償対象の範囲
- 補償割合を50%とした理由
- 金額の算定根拠
- 補助金と補償金のいずれとするかの判断

金額の算定根拠について十分な検証の記録が確認できなかった点は、公金取扱いとして重要な課題であると考えられます。

■当時の状況確認について

監査委員は、支出が決定された当時の経緯を確認するため関係者から聴取を行いました。職員からは、一定の説明を得ることができました。

しかし、当時の責任者は聴取への出席をいただかず、当時の判断に関わる事情を直接確認することができませんでした。

■制度の整理に関する課題

今回の支出は、町では「補償金」テレビ組合では「補助金」として処理されており、制度選択の整理や手続きに不整合が見られました。

■町の財政との関係

当町では、基金の取崩しなどにより財政運営を行なっている状況もあり、公金支出については、これまで以上に慎重で分かりやすい説明が求められます。

■監査委員からの勧告

これらの点を踏まえまして、監査委員は町長に対し次の対応を求めました。

- 支出に関わる、制度選択・補償対象・補償金額・補償割合の算定根拠について再検証を行い、その結果を文書により公表すること。
- 支出に不適切な部分が認められた場合は、損害回復措置の要否を含めた具体的な対応を検討し、その結果及び対応方針を明らかにすること。
- 再発防止に向けた内部体制の見直しを行うこと。

■監査委員として

公金は、町民の皆様から預かった大切な財産です。

その支出にあたっては「なぜ必要なのか」「金額はどのように決まったのか」を、後からでも説明できる状態にしておくことが重要です。

今回の事案では、その説明を支える記録や整理が不十分であったと言わざるを得ない状況でした。監査委員として、本件を契機により透明で分かりやすい行政運営を進めていただくことを期待いたします。

行政財産の利用に関する監査結果について（棄却）

前述の補助金支出に関する監査請求と同時に提出されました、もう1件の住民監査請求についても調査を実施いたしました。

この請求は、西桂町防災倉庫裏の町有地に設置されているテレビ組合の設備において、当該土地の利用に関する手続きが適切に行なわれていないのではないかとの疑問が示されたものです。

■監査の結果

調査の結果、当該土地に関しては行政財産使用許可の手続きが行われないうまま、継続的に利用されている事実が確認されました。

一方、現在は町とテレビ組合との間で契約や手続きに向けた協議が進められていることも確認されており、違法又は著しく不当な状態が継続しているとは認められませんでした。

このため、本件の監査請求は棄却といたしました。

また、当該町有地は行政財産としての分類が相応しくないと判断される状況も見受けられました。

■確認された主な課題

- 今回の監査では、次の課題が確認されました。
- 使用許可や契約に関する手続きが行われていなかったこと。
- 契約更新や利用条件に関する記録が十分に残されていなかったこと。

- 設置に至る判断の経緯が文書として残されていなかったこと。

これらの点から、財産管理や事務手続きの面で不十分な状態であったと考えられます。

その背景として、契約や手続きの整理状況が役場組織として十分に引継がれておらず、判断するための情報が十分共有されないまま事務が進められていた状況や、移設に至る課程で必要な情報整理が十分に行われていなかった状況が見受けられました。

■監査委員として

本件は、直ちに違法と断定できるものではないものの、行政財産の管理や手続きのあり方としては看過できない課題があった事案であると考えます。

監査委員として、財産区分の整理や契約手続きの適正化、相応の賃貸料の徴収、記録の整備などを確実に進められることを求めます。

住民監査請求とは

住民監査請求とは、住民が自治体の財務や行政の不正、不当な行為をチェックするための制度です。「お金の使い方や、契約などに違法、不当な点があるのでは」と疑問を持ったとき監査委員に調査を求める制度です。例えば、無駄遣いや不当な支出、不当な契約や補助金。違法な財産管理や処分。職員の違法・不当な行為などです。

身体障害者巡回相談

令和8年度「巡回相談」実施予定表

実施日	市町村	実施場所(会場・住所・電話)	管轄保健福祉事務所
5月14日(木)	北杜市	北杜市役所 本庁舎(西会議室) 北杜市須玉町大豆生田 961-1 ☎ 0551-42-1334 (市障害福祉担当)	中北
6月11日(木)	大月市	大月市総合福祉センター(6階多目的ホール) 大月市大月町花咲 10 ☎ 0554-23-2001 (会場) ☎ 0554-23-8031 (市障害福祉担当)	富士・東部
7月9日(木)	身延町	中富すこやかセンター(1階デイルーム) 南巨摩郡身延町切石 117-1 ☎ 0556-20-4611 (町障害福祉担当)	峡南
8月13日(木)	甲州市	甲州市役所(2階第1会議室) 甲州市塩山上於曾 1085-1 ☎ 0553-32-5067 (市障害福祉担当)	峡東
9月10日(木)	上野原市	上野原市総合福祉センターふじみ(3階会議室 E.F.G) 上野原市上野原 3163 ☎ 0554-62-4133 (市障害福祉担当)	富士・東部
10月8日(木)	市川三郷町	市川三郷町役場 本庁舎(1階大会議室) 西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3 ☎ 055-242-7057 (町障害福祉担当)	峡南
11月12日(木)	笛吹市	笛吹市役所 本館(3階301会議室) 笛吹市石和町市部 777 ☎ 055-262-1273 (市障害福祉担当)	峡東
12月10日(木)	大月市	大月市総合福祉センター(6階多目的ホール) 大月市大月町花咲 10 ☎ 0554-23-2001 (会場) ☎ 0554-23-8031 (市障害福祉担当)	富士・東部
令和9年 1月14日(木)	身延町	身延町総合文化会館 南巨摩郡身延町波木井 407 ☎ 0556-62-2110 (会場) ☎ 0556-20-4611 (町障害福祉担当)	峡南
2月12日(金)	山梨市	山梨市役所(西館5階502会議室) 山梨市小原西 843 ☎ 0553-22-1111 (市障害福祉担当)	峡東
3月11日(木)	上野原市	上野原市総合福祉センターふじみ(3階会議室 D.E.F) 上野原市上野原 3163 ☎ 0554-62-4133 (市障害福祉担当)	富士・東部

※相談時間：午前10時から正午まで(受付は11時30分まで)

※相談は完全予約制となりますので、実施日前週金曜日までに電話申し込みが必要です。

連絡先

山梨県障害者相談所 身体障害者相談スタッフ ☎ 055-254-8672
または 西桂町役場 福祉保健課 ☎ 0555-25-4000

西桂保育所よりお知らせ

≪保育標準時間≫ 保育時間 7:15 ~ 18:15

≪保育短時間≫ 保育時間 8:30 ~ 16:30



2号認定、3号認定

階層区分	児童の属する世帯の階層区分 定義	西桂町月額保育料				
		3号(0~2歳児)		2号(3~5歳児)		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	ひとり親・障害者世帯	0円	0円	0円	0円
		それ以外の世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親・障害者世帯	0円	0円	0円	0円
		それ以外の世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村町民税均等割課税世帯	ひとり親・障害者世帯	3,500円	2,500円	0円	0円
		それ以外の世帯	9,000円	8,000円	0円	0円
第4階層	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親・障害者世帯	9,000円	8,000円	0円	0円
		それ以外の世帯	13,000円	12,000円	0円	0円
第5階層	第1階層を除き 市町村民税課税世帯であり、 その所得割額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親・障害者世帯 9,000円	ひとり親・障害者世帯 8,000円	0円	0円
		それ以外の世帯	22,000円	21,000円	0円	0円
第6階層	所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親・障害者世帯	9,000円	8,000円	0円	0円
		それ以外の世帯	26,000円	25,000円	0円	0円
第7階層	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満		30,000円	29,000円	0円	0円
第8階層	所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満		37,000円	36,000円	0円	0円
第9階層	所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満		44,000円	43,000円	0円	0円
第10階層	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満		46,000円	45,000円	0円	0円
第11階層	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		48,000円	47,000円	0円	0円
第12階層	所得割課税額 397,000円以上		50,000円	49,000円	0円	0円

※「西桂町第2子以降3歳未満児利用者負担額無料化事業」 町民税所得割課税額が169,000円未満の世帯の第2子以降の3歳未満児については、申請により保育料が無料になります。

1号認定

階層区分	児童の属する世帯の階層区分 定義	西桂町月額保育料	
		3歳児~5歳児	
第1階層	生活保護世帯	ひとり親・障害者世帯	0円
		それ以外の世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯 市町村町民税均等割課税世帯	ひとり親・障害者世帯	0円
		それ以外の世帯	0円
第3階層	第1階層を除き 市町村民税課税世帯であり、 その所得割額が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 77,101円未満	ひとり親・障害者世帯 0円
		それ以外の世帯	0円
第4階層	所得割課税額 77,101円以上 211,200円未満		0円
			0円
第5階層	所得割課税額 211,200円以上		0円

支給認定区分

認定区分	教育・保育時間	対象年齢	利用できる施設
1号認定	教育標準時間	3~5歳	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	保育標準時間 (最長11時間)	3~5歳	・保育所 ・認定こども園
	保育短時間 (最長8時間)		
3号認定	保育標準時間 (最長11時間)	0~2歳	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業所
	保育短時間 (最長8時間)		

※幼児教育・保育の無償化により副食費が保護者の方の負担となりましたが、西桂町独自の施策で町が負担いたします。(上記料金表は町のホームページでもご覧いただけます)

問合せ 子育て支援課 子育て支援係 ☎ 25-2172

定期相談実施のお知らせ

地域包括支援センターは、住民のみなさんが住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、介護・医療・保健・福祉など様々な面で支援を行うための総合相談機関です。相談は随時受け付けていますが、毎月1回定期相談日を設けています。介護や医療、福祉に関することなど、どんなことでも結構です。お気軽にご相談ください。

☆ 在宅医療・介護なんでも相談 ☆

【開催日】

毎月第2火曜日（8月のみ第3火曜日）
5月12日、6月9日、7月14日、
8月18日、9月8日、10月13日、
11月10日、12月8日
令和9年1月12日、2月9日、3月9日

【開催時間】

午後1時～4時
※予約不要。
時間内ならいつでも相談可能です。

【相談方法】

○来所相談…
直接、福祉保健課までお越しください。
○電話相談

【相談内容（例）】

介護保険、介護サービス、介護方法、認知症、在宅医療に関すること、成年後見制度、福祉サービスに関することなど

【対象者】

西桂町民、介護支援専門員、介護施設職員など

【相談対応】

西桂町地域包括支援センター職員（保健師）

【相談窓口】

西桂町役場福祉保健課（西桂町地域包括支援センター） ☎ 25-4000

知的障害者巡回相談

	実施日	圏域	実施場所（会場・住所・電話）
令和8年度 「巡回相談」 実施予定表	5月19日（火）	東部	大月市役所 大月市大月2丁目6-20 ☎：0554-23-8031
	6月16日（火）	東部	上野原市総合福祉センターふじみ 住所：上野原市上野原3163 ☎：0554-62-4133
	7月21日（火）	東部	いきいきプラザ都留 住所：都留市下谷2516-1 ☎：0554-46-5112
	10月20日（火）	東部	大月市役所 大月市大月2丁目6-20 ☎：0554-23-8031
	11月17日（火）	東部	上野原市総合福祉センターふじみ 住所：上野原市上野原3163 ☎：0554-62-4133
	12月15日（火）	東部	いきいきプラザ都留 住所：都留市下谷2516-1 ☎：0554-46-5112

※相談時間：午前10時から午後3時
※相談は事前予約制となりますので、原則1週間前までに電話申し込みが必要です。
※予約状況により早めに予約受付を終了する場合があります。
※会場や予約状況により開始時間・終了時間が変更となる場合があります。

連絡先 富士ふれあいセンター ふれあい推進スタッフ ☎ 0555-72-5533

特設人権相談所開設のお知らせ

全国一斉「人権擁護委員の日」の一環として次のとおり特設人権相談所を開設します。

毎日の暮らしの中で起こる様々な人権問題（いじめ、ハラスメント、差別など）に、人権擁護委員が対応いたします。相談は無料、秘密厳守で難しい手続きは必要ありません。

【日時】6月1日（月）
午前10時～12時、午後1時～3時

【場所】きずな未来館
【相談員】権守強志・三浦善明（西桂町人権擁護委員）
【問合せ】総務課 総務係 ☎ 25-2121



個別歯科健診費用のお知らせ

令和8年度より、5年に1度、無料で歯科健診を受診していただけるようになりました。

対象となる方には、4月下旬より受診券を送付しています。

お口の健康は全身の健康の入り口ともいわれており、歯科健診を受け、必要に応じて治療やメンテナンスを行うことは、健康の維持にも役立ちます。

定期的な歯科受診のきっかけづくりに、ぜひご活用ください。

にしばひ!
20P

対象者

令和8年度に各年齢となる方

- 20歳：平成18年4月2日生～平成19年4月1日生
- 25歳：平成13年4月2日生～平成14年4月1日生
- 30歳：平成8年4月2日生～平成9年4月1日生
- 35歳：平成3年4月2日生～平成4年4月1日生
- 40歳：昭和61年4月2日生～昭和62年4月1日生
- 45歳：昭和56年4月2日生～昭和57年4月1日生
- 50歳：昭和51年4月2日生～昭和52年4月1日生
- 55歳：昭和46年4月2日生～昭和47年4月1日生
- 60歳：昭和41年4月2日生～昭和42年4月1日生
- 65歳：昭和36年4月2日生～昭和37年4月1日生
- 70歳：昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生
- 76歳：昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生
- 81歳：昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生

受診期間

令和8年5月1日～12月31日まで

※受診期間を過ぎた場合、町の助成を受けることができません。早めの受診をご検討ください。

健診内容

20歳～70歳までの方：歯周疾患検診
76歳・81歳の方：口腔機能検査

受診方法

ご自宅に届いた受診券と同封されている医療機関一覧をご確認いただき、受診を希望する歯科医療機関に事前予約をお願いします。

受診当日は受診券を歯科医療機関に持参して受診してください。

※受診券を忘れて歯科医療機関を受診した場合、町の助成を受けることができません。ご注意ください。
※歯科検診以外に発生した処置・治療、受診後の継続的な治療については全て自己負担となります。

今年度個別歯科健診費用助成の対象とならない方は、20歳以上の全ての町民の方が対象となる集団健診（特定健診及びがん検診と同日開催）での受診をお願いします。

ご不明な点は、福祉保健課保健係へ問合せください。
問合せ：福祉保健課 保健係 ☎25-4000

みんなの健康だより

今月のテーマ

定期的な歯科健診を受けましょう



問合せ

福祉保健課 保健係 ☎25-4000

歯医者さんは、歯の「治療」だけでなく、歯やお口の健康を守るための「予防」も積極的に行っていること、ご存じでしたか？みなさんの歯とお口の健康をつくるために、歯医者さんでは歯科健診や歯科相談を行っています。

一生元気でいるためにも「歯科健診」が大切！

「お口の健康は全身の健康の入り口」といわれるように、生涯元気で過ごすには、歯の健康はとても大切です。歯医者さんで歯の状態をチェックしてもらいたくても、「痛くもないのに受診してもいいのかな？」と遠慮してしまったり、「症状がないから必要ない」と考えたりする方は少なくありません。

歯科健診を受けるメリット

実は、お口の健康は全身の健康や寿命にも影響します。「歯が19本以下で義歯を使っていない人は、20本以上の歯がある人に比べて、認知症の発症リスクや転倒リスクが高まる」という研究結果が報告されています。また、「残っている歯の本数が多いほど長生き」という報告もあります。歯科健診を受け、必要に応じて治療やメンテナンスを行うことは、今ある歯を守ることに繋がり、お口の中だけではなく体全体の健康維持にも役立ちます。

医療費の面でもプラス

お口の状態を定期的にチェックして健康でいると、医療費が少なく済む傾向があります。実際、「定期的な歯科健診を受けている人は受けていない人と比較して、年間の医療費が約9万円少ない」というデータがあります。

歯科健診は年に2回が目安。かかりつけの歯医者さんを見つけよう

口内に異常がなくても「年に2回」のペースで受けるといいでしょう。（リスクが高い人は、歯医者さんの判断で頻度が増える場合があります）歯科健診に1度行けば、「次はいつ来てください」と歯医者さんが言ってくれます。定期的に歯科健診を受けることで、いつでも気軽に相談できる「かかりつけの歯医者さん」ができるのも大きな収穫です。

歯が痛くなった、突然歯の詰め物が取れたなどのトラブル時も、かかりつけの先生がいれば相談しやすく心強いもの。歯医者さんも患者さんの状況をわかっているので、コミュニケーションが取りやすく対応しやすいでしょう。



お口の健康は、笑顔の源です。定期的に歯科健診を受け、むし歯や歯周病などの歯科疾患を予防し、いつまでも健康なお口を保ちましょう。

にしはぴ!
20P

子宮がん検診を 受けましょう



子宮頸がんは、30～40歳代で多く診断されますが、近年20歳代も急増しています。子宮頸がんの原因となるHPVウイルス（ヒトパピローマウイルス）は、感染してもほとんどの場合自然に治癒しますが、一部の人は感染が継続しがんにいたることがあります。長い年月を経て子宮頸がんに行進するので、初期の段階で発見することがとても重要です。

国の指針にない、検診は2年に1度となりました。

医療機関における検診

【実施期間】 令和8年5月1日～令和9年3月31日

【対象者】 年度末年齢21歳以上の女性で、受診券をお持ちの方
※対象者には4月末に受診券を送付します

【料金】 1,500円
※今年度21歳になる方には、5月末に無料クーポン券を配布いたしますので、クーポン券が届いてからの受診をお願いします。

【受診・申込方法】
各医療機関にご自身でお申込みを行い、受診してください。
受診券、マイナ保険証もしくは資格確認証（保険証）、自己負担金、無料クーポン券（年度末年齢21歳の方）を必ずご持参ください。

バス検診

下記の日程により検診車で子宮頸がん検診を実施いたしますので、この機会にぜひ受診してください。

【日時】 令和8年6月18日（木）（受付）午後1時30分～

【場所】 きずな未来館 駐車場

【対象者】 年度末年齢21歳以上の女性で受診券をお持ちの方

【料金】 1,500円（無料クーポン券をお持ちの方は無料）

【定員】 40名（要予約 先着順となります）

【申込期間】 5月11日（月）～5月15日（金）

【申込方法】 福祉保健課 保健係まで、直接お申し込みください。（☎ 25-4000）

にしはぴ!
対象事業

特定健診及び各種がん検診のお知らせ

令和
8年度



ネットでの
お申込はコチラ



下記日程で特定健診及びがん検診を実施いたします。
健診を希望される方は福祉保健課 保健係にお申込み下さい。 ☎ 25-4000

健診項目と自己負担額

年度末年齢	健診項目							
	特定(基本)健診 (¥1,500)	胃がん (¥1,200)	腹部超音波 (¥1,200)	大腸がん (¥500)	胸部X線 (無料)	肺ヘリカルCT (¥2,000)	乳がん (¥1,000)	骨粗鬆症 (¥500)
20～39歳	○	○	○	○	○	○	○ 超音波検査	○
40 ～ 74 歳	国保 ○ 無料	○	○	○	○	○	○ 40歳から偶数年 : X線撮影 41歳から奇数年 : 超音波検査	○
	社保 (被扶養者) ○ (要受診券)	○	○	○	○	○		○
	社保 (本人) ×	○	○	○	○	○	○	
75歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○

○各健診（検診）は年度内に1回のみ受診ができます。不正や二重受診が確認された場合には、健診（検診）等の費用を全額請求させていただくことがあります。

○特定健診は、問診・身体計測・腹囲測定・血圧測定・血液検査・尿検査・医師の診察等を行います。

○西桂町国民健康保険の方（40歳以上74歳以下）は、特定健診が無料で受けられます。

○社会保険本人の方は、特定健診の受診はできません。

○社会保険の被扶養者の方（40歳以上）が特定健診を受診される場合は「受診券」が必要となります。

マイナ保険証もしくは資格確認証（保険証）に記載されている保険者に問い合わせ、受診券を取得して下さい。

○肺がん（レントゲン）及び肺ヘリカルCTはどちらか一つしか受診できません。

○今年度、町で募集する人間ドックを受診される方は、特定健診及びがん検診は受診できません。

○国民健康保険、後期高齢者医療保険の方には健診申込み表を送付いたします。

日程

日程	申し込み期間	健診機関	受付時間	場所
7月26日（日）	5月18日（月） ～5月22日（金）	厚生連健康管理センター	午前8:30～11:00	西桂中学校 体育館
7月27日（月）				
11月15日（日）	9月7日（月） ～9月11日（金）	厚生連健康管理センター	午前8:30～11:00	
11月16日（月）				

7月27日（月）、11月16日（月）は歯科健診があります。費用は無料で、どなたでも受けることができます。

※健診当日は混雑予防のため、受付時間を指定させていただきます。ご了承ください。

※申込期間を過ぎた場合は、一度お電話ください。

農産物直売会 生産者募集

西桂町内で生産された新鮮な農産物や加工品を出品していただける生産者を随時募集しています

西桂町内で生産された安心・安全・新鮮な農産物を町民に提供し、農業振興を推進するとともに、町民の農業に対する理解を深め、野菜づくりに対する関心を高めるため農産物等直売会を今年も開催します。



出品資格

西桂町在住の農業者または利用権設定制度に基づき農地を借り受け農業を営んでいる者

出品品目

- 町内で生産された野菜、果物、お米、花などの販売（1品目でも可）
- 野菜や果物等自ら生産した農産者の惣菜や加工品

詳細事項

詳細については、農産物出品者打合せ会で決定します。

令和8年度の取り組み

農産物等直売会の開催

- 7月～11月頃まで年6回開催予定。

学校給食への提供

- 地産地消を推進し、地元で採れる新鮮で安全・安心な農産物を提供

その他

西桂町の魅力をもっと多くの方へ届けるため、山梨県内・東京都内での販売を予定

申込み・問合せ

建設産業課 農林係 ☎ 25-2173

ご存じですか？

がん患者アピアランスケア助成事業

西桂町では、がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化を受けた方にウィッグなどの医療用補整具の購入費用を助成しています。



対象者（下記のすべてを満たす方）

- がんと診断され、医療機関において治療を受けている方、または受けた方
- 西桂町に住民票がある方で、ほかの制度による助成を受けていない方
- 町税金等を滞納していない方（対象者と住民基本台帳の世帯全員を含む）

対象補整具・助成の上限額・回数

対象補整具	限度額	助成の回数
ウィッグ（部分用ウィッグ及びヘアエクステンション、頭皮保護用のネットを含む。）、帽子（毛付きのものを含む。）	助成1回につき2万円	1人あたり1回
乳房用の補整下着（下着とともに使用するパッドを含む。）	助成1回につき2万円	1人あたり左右1回ずつ
人工乳房・乳頭（乳房再建術等により体内に埋め込まれたものを除く。）	助成1回につき10万円	1人あたり左右1回ずつ

※助成の対象は、全額自己負担で購入したものに限りません。

申請書類

- 西桂町がん患者アピアランスケア助成事業申請書
- がん治療を証明する書類（治療方針計画書や診断書など）
- 補整具を購入した領収書（申請者の氏名、購入した年月日、品名、金額、個数の記載のあるもの）
- 振込口座の通帳の写し
- 窓口に来た方の本人確認書類

手続き方法

上記申請書類をそろえて福祉保健課窓口にて申請してください。

申請期限

- 補整具を購入した日の翌日から1年以内

○問合せ 福祉保健課 保健係 ☎ 25-4000



旧西桂町役場庁舎の解体工事完了と今後の活用

町民の皆様には、これまでの旧役場庁舎の解体工事に際し、多大なるご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

おかげさまで、解体工事は当初の予定より大幅に早く進み、4月中旬をもって無事に完了いたしました。

現在は、更地となった状態ですが、今後は、「西桂町役場駐車場」として工事を行っていく予定となっております。

6月頃を予定している「西桂町役場駐車場工事」までの間、安全管理のため引き続き区画の閉鎖を継続させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



問合せ 総務課 管理係 ☎ 25-2121

愛称・スローガン募集

第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会

- ▶ **応募資格** 年齢や性別、県内居住の有無など、制限はなし。
- ▶ **応募方法** インターネットからのみ。
- ▶ **応募期間** 令和8年3月23日(月)～5月29日(金)
- ▶ **懸賞** 最優秀賞各1作品(賞状・賞金5万円)、
優秀賞各3作品(賞状・賞金1万円)
- ▶ **問合せ先** 第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者
スポーツ大会山梨県準備委員会事務局
☎ 055-223-1780



詳しくはこちら

あきらめないで!『あなたは一人じゃない』 一緒に歩きましょう!

平均寿命が伸びる今の世の中、まだまだ続くあなたの人生をあきらめちゃうなんて
もったいない! あなたの声や思いを社会に届ける窓口としても、私たちは活動してい
ます。

富士吉田市視覚障害者協会では、視覚に障害のあるご本人やそのご家族、また私たちの活動にご理解・ご協
力いただける賛助会員を同時に募集しています。

本会では、富士北麓(富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村)に居住する会員同
士の交流や情報交換、福祉制度に関する情報提供などを通して、安心して地域で生活できるようさまざまな活
動を行っています。

令和7年度は、定期総会をはじめ、短歌教室、パン作り体験、バス旅行、忘年会などを開催し、会員同士の
交流と親睦を深めました。見えにくさでお困りの方やご家族の方、また本会の活動に関心のある方は、ぜひご
参加ください。

さらに、一般社団法人 山梨県視覚障害者福祉協会の支部としても活動しています。

▶ **参考 URL** <https://yamashikyo.sakura.ne.jp/>

入会方法など詳しくは、富士吉田市視覚障害者協会事務局(富士吉田市社会福祉協議会 視覚協担当)
までお問い合わせください。
☎ 0555-23-8105(代表) メール: f.shakyo@fgo.jp(件名に「視覚協問い合わせ」と記入)
※どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

令和8年度 高等支援学校桃花台学園 学校説明会開催

今年度も学校説明会を年間10回開催します。5月～7月の5回は本校を進路先の一つとして考えている中学
3年生が対象となります。桃花台学園に興味がある・受検を考えている皆さん、ぜひご参加ください。

- ▶ **対 象** 中学3年生・特別支援学校中学部3年生(既卒者を含む)とその保護者、市町村教育委員会
及び学校関係職員
- ▶ **日 時** ①5月8日(金)午前 ②5月19日(火)午前 ③5月22日(金)午前
④6月30日(火)午前 ⑤7月10日(金)午前
- ▶ **場 所** 山梨県立高等支援学校桃花台学園(笛吹市石和町中川1400)
- ▶ **申込み方法** 各学校に案内を送付しますので、学校を通じてお申込みください。
※詳細につきましては、本校ホームページをご覧ください。
※中学3年生以外を対象とした学校説明会は9月以降に開催を予定しています。
- ▶ **問 合 せ** 高等支援学校桃花台学園・相談支援部 ☎ 055-263-7760

西桂町

INFORMATION

0.3



職員募集案内

富士五湖広域行政事務組合 消防職員

◎ **採用職種・人員**
消防吏員 若干名

◎ **受験資格**

対象1

- ・大学卒:平成12年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者(令和9年3月卒業見込みの者を含む。)
- ・高校以上卒:平成14年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者(令和9年3月新規高卒見込みの者を除く。)

対象2(社会人経験者)

- ・平成8年4月2日以降に生まれた者で、社会人としての職歴(同一企業等)が3年以上あり、大学又は高等学校以上(同等と認められる学校等を含む)を卒業した者。

◎ **身体要件**

- 身 長:男性は、おおむね1.6メートル以上
女性は、おおむね1.55メートル以上
- 体 重:男性は、おおむね52キログラム以上
女性は、おおむね45キログラム以上
- 胸 囲:身長のおおむね2分の1以上
- 視 力:両眼(矯正視力を含む)で0.7以上、かつ、
一眼でそれぞれ0.3以上
赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること
- 聴 力:左右共に正常であること
- その他:体質が健全で、四肢関節に支障がなく諸機能が正常であること
精神機能及び神経系統に異常がないこと
言語明瞭で十分な発声ができること

◎ **住所要件**

採用後に、富士五湖地域(富士吉田市・西桂町・忍野村・山中湖村・富士河口湖町・鳴沢村)内に居住する必要があります。

◎ **欠格条項**

- ①日本の国籍を有しない人
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③富士五湖広域行政事務組合において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ④日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎ **申込手続・期間**

対象1:5月20日(水)から6月4日(木)午前8時30分から午後5時15分
※土日祝日を除く/郵送の場合は6月4日の消印のあるものまで有効

対象2(社会人経験者):5月20日(水)から9月25日(金)午前8時30分から午後5時15分
※土日祝日を除く/郵送の場合は9月25日の消印のあるものまで有効

いずれも申込書を富士五湖消防本部管理課に提出してください。

◎ **対象1 第1次試験**

日時・場所

7月12日(日) 富士五湖消防本部3階会議室
富士吉田市松山5-10-13

試験方法

- ・教養試験(公務員として必要な一般的知識・能力について)
- ・消防適性検査(消防職員としての適応性の検査について)
- ・性格特性検査(職務及び職場への適応性について)
※第1次試験の合格発表は7月31日(金)までに組合・構成市町村役場掲示場並びに富士五湖消防本部ホームページで行います。

◎ **対象1 第2次試験**

日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

試験内容

- ・論述試験・面接試験・体力試験

◎ **対象2(社会人経験者)採用試験**

日時	場所	試験内容
10月7日(水)	富士五湖消防本部	第1回面接試験
10月26日(月)	富士五湖消防本部	論述・体力試験
10月27日(火) 予定	富士五湖消防本部	第2回面接試験

◎ **問合せ**

富士五湖広域行政事務組合
富士五湖消防本部 管理課
〒403-8599 富士吉田市松山5-10-13
☎ 0555(22)4428

慶
甲

おくやみ(死亡) 親族
上町 小山 武紹 重子
おめでた(出生) 親族
上町 小澤 暖 研太

おしあわせに(婚姻)
倉見 松田 大
倉見 水谷 奈々

〔 5月の納税等 〕

☑ 固定資産税 1期

5月・6月上旬行事予定表

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
憲法記念日	みどりの日 ごみ収集なし	こどもの日 ごみ収集なし	振替休日 ごみ収集あり	元気はつらつ運動教室 10:00~11:30 いきいき		ランラン教室 9:30~11:30 13:00~15:00 きずな 支援センター開放日 10:00~15:00 中学校図書館一般 開放日 10:00~12:00 13:00~15:00
10	11日	12日	13日	14日	15日	16
		母子相談・母子手帳 交付 9:00~12:00 役場庁舎 元気はつらつ運動教室 10:00~11:30 いきいき リトミック遊び 10:30~11:30 きずな 在宅医療・介護なん でも相談 13:00~16:00 役場庁舎	転倒予防教室 10:00~11:30 いきいき 離乳食教室【モグ モグ期】 10:30~12:00 いきいき	元気はつらつ運動教室 10:00~11:30 いきいき ふれあい健康相談 10:30~12:00 にぎわい広場 ベビーマッサージ 10:30~11:30 きずな		
子宮頸がん バス検診 申込期間 5/11(月)~5/15(金)						
17	18	19	20	21	22	23
	ミュージック・ケア 10:30~11:30 きずな	元気はつらつ運動教室 10:00~11:30 いきいき すくすく1歳お食事 相談 10:30~12:00 いきいき	転倒予防教室 10:00~11:30 いきいき 定例行政相談所 13:30~15:00 きずな	元気はつらつ運動教室 10:00~11:30 いきいき 4.5月誕生会 10:30~11:30 きずな	マタニティクラス 10:00~12:00 きずな	ランラン教室 9:30~11:30 13:00~15:00 きずな 中学校図書館一般 開放日 10:00~12:00 13:00~15:00
特定健診及び各種がん検診 申込期間 5/18(月)~5/22(金)						
24	25	26	27	28	29	30
第52回三ツ峠 歩け歩け運動 9:00~ きずな		母子相談・母子手帳交付 9:00~12:00 役場庁舎 元気はつらつ運動教室 10:00~11:30 いきいき	転倒予防教室 10:00~11:30 いきいき ママビクス 10:30~11:30 きずな	元気はつらつ運動教室 10:00~11:30 いきいき		支援センター開放日 10:00~15:00 パフェキーホル ダー作り 10:30~12:00 きずな
31	1	2	3	4	5	6
	特設人権相談所 10:00~12:00 13:00~15:00 きずな	元気はつらつ運動教室 10:00~11:30 いきいき	転倒予防教室 10:00~11:30 いきいき こどものはつたつ お話し会 10:30~11:30 きずな	元気はつらつ運動教室 10:00~11:30 いきいき		

きずな きずな未来館 いきいき いきいき健康保健センター 役場 西桂町役場庁舎



西桂町 子育て支援

5月
の予定

連絡先(子育て支援室) ☎0555-28-4755
☎070-4464-2424

★要事前申込み 📅日時 📍場所 👤対象 🗣️講師 💰参加費 📎持ち物 👥定員 📄内容

西桂町子育て支援事業

★ベビーマッサージ ※申込みは5月11日まで

📅 5月14日(木) 午前10:30~11:30
📍 きずな未来館 ¥100円
👤 2か月~1歳までの乳児親子
🗣️ 小野田豊美先生
📎 バスタオル・水分補給用飲み物等

★ミュージック・ケア ※申込みは5月15日まで

📅 5月18日(月) 午前10:30~11:30
📍 きずな未来館 ¥100円
👤 乳幼児親子 🗣️ 新海陽子先生
📎 水分補給用飲み物等

★ママビクス ※申込みは5月25日まで

📅 5月27日(水) 午前10:30~11:30
📍 きずな未来館 ¥100円
👤 妊婦と産後1年半未満の方
🗣️ 石倉秀子先生・渡邊美幸助産師
📎 汗拭きタオル・水分補給用飲み物等

西桂町子育て支援センター事業

リトミック遊び

📅 5月12日(火)
午前10:30~11:30
📍 きずな未来館
📄 0歳~1歳児は「ベビートリック」と言われています。
ベビートリックをしながら赤ちゃんの「笑顔」のバリエーションを増やしていきましょう。音楽を通じて体を動かすことで表現力を育むリトミックを楽しみましょう。
※申込みはおりません。
当日来て下さい。

★4・5月誕生会

※申込みは5月19日まで
📅 5月21日(木)
午前10:30~11:30
📍 きずな未来館
📄 誕生児をお祝いする会です。皆さんでお祝いしましょう。

児童館事業

ランラン教室

📅 5月9日・23日(土)・6月13日・27日(土)
※午前9時30分~11時30分・午後1時~3時
📍 きずな未来館
📄 教員OB、都留文科大学の学生が、宿題・予習復習などの勉強のお手伝いをします。学校での進度がわかるので『教科書』を持って来て下さい。勉強の合間には、大学生と遊ぶ時間もあるよ！
📎 教科書・筆記用具



パフェキーホルダーを作ろう!

📅 5月30日(土)
午前10:30~12:00
📍 きずな未来館
👤 小学生
👥 10名 先着順
💰 ¥100円
📄 ホイップして、キラキラビーズをトッピングしたらかわいいパフェの出来上がり！オリジナルキーホルダー作りを楽しもう！

